

## 水上村障害者活躍推進計画（村長部局）

機関名	水上村（村長部局）
任命権者	水上村長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
水上村（村長部局）における障害者雇用に対する課題	<p>水上村（村長部局）は、会計年度任用職員を含む職員総数が53名程度の小規模な機関であるが、法定雇用率（1名以上）を遵守するため、令和3年度採用分から村独自の障害者に限定した募集・採用試験を予定している。</p> <p>障害者の職員については、業務指導や相談など業務への配慮等、個人の能力が十分に発揮できる組織的な体制を整備したいと考えている。</p>
<b>目標</b>	
①採用に関する目標	<p>○法定雇用率を上回る障害者雇用数を確保する。</p> <p>現在達成できていない法定雇用率の障害者雇用数を確保するために、村独自に障害者枠の採用試験を実施する。</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>○採用6月後の定着率90%、採用12月後の定着率80%</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報の時期に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>
<b>取組内容</b>	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○ 障害者である職員の相談窓口を設定する。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○ 障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際等の機会に障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえた検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○ なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。</li> </ul>
4 その他	<p>○ 各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援、配慮に努める。</p> <p>○ 障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進するよう努める。</p>

## 水上村障害者活躍推進計画（教育委員会）

機関名	水上村教育委員会
任命権者	水上村教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
水上村（教育委員会） における障害者雇用に 対する課題	<p>水上村教育委員会は、会計年度任用職員を含む職員総数が12名程度の小規模な機関であり、常勤職員も村長部局からの職員等で構成されていることから、独自に障害者に限定した募集・採用を行っていない。</p> <p>現時点では、職員の中には障害者がいないため、組織的な体制整備は村長部局に準じる。</p>
<b>目標</b>	
①採用に関する目標	○ 小規模な機関であり、常勤職員も村長部局からの職員等で構成されていることから、独自に障害者に限定した職員の募集・採用は行っていない。
②定着に関する目標	○ 障害者である職員が配置された場合には、採用6月後の定着率90%、採用12月後の定着率80%
<b>取組内容</b>	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用推進者として教育課長を選任する。</li> <li>○ 障害者である職員が配置された場合には、相談窓口を設定する。</li> </ul>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際等の機会に障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえた検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援、配慮に努める。</li> <li>○ 障害について正しく理解し、適切な雇用管理上の配慮を行うことができるよう意識啓発や研修に参加する。</li> </ul>